



広報

川越

— No. 334 —

5月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



ことしは火災が多発 すでに42件も発生

ことしは、市内での火災発生件数が例年にくらべたいへん多くなっています。すでに一月から四月二十日までの約四カ月の間に、火災発生件数は四十二件と昨年同期の三十二件を大きく上回っている現状です。

火災の発生原因としては、次のようなことが考えられます。火の元には細心の注意をして、火災防止に努めてほしいものです。火を取り扱う際には、燃えやすいものを置いたり近づけない。▽外出するときや寝る前には必ず火の元を点検する。その際、電気

火災の発生原因としては、次のようなことが考えられます。火の元には細心の注意をして、火災防止に努めてほしいものです。火を取り扱う際には、燃えやすいものを置いたり近づけない。▽外出するときや寝る前には必ず火の元を点検する。その際、電気

年額2万4千円を支給 両親のない児童に遺児手当

市では、義務教育修了前の児童のうち両親を失った遺児（父母がともに児童と同居しない場合、扶養しながらも含まれません）の健全な育成をはかるため、その遺児の保護者に「遺児手当」を支給しています。

支給額は遺児一人につき年額二万四千円。手当は九月と三月にそれぞれ半年分ずつ支給します。受給資格は、遺児およびその保護者が市の住民基本台帳に記載されている場合です。（養護施設などに入所している児童は対象になりません。）

館名	新館長	前館長
南公民館	中島 豊	鈴木 数馬
高階 "	吉田 茂	白川 正三
名細 "	宮根 一郎	増田 空如

公民館長が異動

南・高階・名細の三館 次の三つの公民館長が任期満了や一身上の都合で退職し、四月一日付で新しい公民館長が任命になりました。（敬称略）

身障者の軽自動車税 減免申請は五月二十四日まで

身体の不自由な方に対する軽自動車税の減免措置が、適用になっています。そこで、その主な内容をお知らせします。

減免の範囲
減免を受けることができるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害や傷病などの程度が別表に該当する方です。

対象になる軽自動車
①身体障害者が所有する軽自動車
で、主として本人が運転するもの

減免される台数
減免の対象になる台数は、ひと

申請に必要なもの
申請の際は、印鑑と四十八年度

身体障害者手帳の交付を受け減免対象となる方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級 (1級から3級の1)
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級 (1級から3級)
心臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	"
じん臓機能障害	"

戦傷病者手帳の交付を受け減免対象となる方

障害の区分	不具廃疾の程度または傷病の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各々
聴覚障害	"
平衡機能障害	"
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各々
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各々 及び第1款症から第3款症までの各々 (特別項症から第3項症)
体幹不自由	(特別項症から第4項症)
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々
呼吸器機能障害	"
じん臓機能障害	"

申請に必要なもの
申請の際は、印鑑と四十八年度

申請に必要なもの
申請の際は、印鑑と四十八年度

申請に必要なもの
申請の際は、印鑑と四十八年度

提出期日を変更
受給権者の現況届

提出期日を変更
受給権者の現況届

提出期日を変更
受給権者の現況届

組合の立運 奨励金を引上げ



昨年度の優良納税組合表彰式

現在川越市には、二百十五の納税貯蓄組合が組織され、市税の納

有利な税金の納入に 貯蓄組合へ加入を

付にいろいろの協力をいただいています。この組合は、税金の納め忘れや納税のわずらわしさなどをなくするための制度ですが、この数は市内の全世帯からみますとわずかに二〇割弱にすぎません。納税貯蓄組合に加入したりあるいは新しく組合をつくり、組合を通じて納税しますと、市では奨励金を組合に支給していますが、本年度からはこの奨励金の引き上げを行ないさらに有利なものにしました。

最高が五万円に
前納報償金が改正

車検の際の納税証明に
納税通知書のご利用を

会社
工場に就職した時
国保は使えません

主な内容

- 貯蓄組合へ加入を..... 2 P
- 車検の際の納税証明に納税通知書のご利用を、会社・工場に就職したら国保は使えません
- 身障者の軽自動車税減免措置..... 3 P
- ことしは火災が多発、両親のない児童に遺児手当、国民年金現況届の提出期日を変更、3公民館長が異動
- 通話料金の変更..... 4 ~ 5 P
- 保留地の公売、幼稚園就園奨励費を補助..... 4 P
- 東南アジアの訪問記①、防犯連絡所の活用..... 5 P
- 市民のページ..... 6 ~ 7 P
- 写真ニュース、川越の歴史、ぼくらの作文、句会だより、愛のプレゼント、グループ紹介
- お知らせのページ..... 8 ~ 9 P
- 火葬場休業、中央公民館「成人学校」、南公民館「市街地婦人学級」ほか開講、市教委「文化財めぐり」、婦人会館「見学の旅」
- 交通安全だより..... 10 P
- 事故死ゼロが1ヵ月、交通反則金が改正、交通指導員から一言



表紙説明

昭和43年度から着手された、関越高速道路の一部「川越一東松山」間(19.1km)の建設工事は、49年度開通を目指して急ピッチで進められています。

この間は、片側2車線でインターチェンジは鶴ヶ島町と東松山市につくられます。東京一新潟間(360km)の全線開通は昭和52年度と予定されていますが、この道路が完成すると、川越市の産業経済の発展に期待されます。

ふえていく液化石油ガスの事故

十分な知識と慎重な扱いを

現在、県内では全世帯の六〇割に当たる七十五万世帯で液化石油ガス(プロパンガス)が使われており、年間消費量はざっと十五万トンのぼつていますが、それとともにこのガスによる事故が増加の傾向にあることが報告されています。(左表参照、四十七年度は四十八年一月まで)

	45年度	46年度	47年度
事故	50件	53件	40件
死者	2人	10人	4人
傷者	54人	64人	34人

これらの事故の原因をみると次のようなものが目立っています。

- ①ガス器具、バーナーの点火および再点火時の不注意、②ガス器具、元栓の取扱いの不注意
- ③配管またはゴム管からのガス洩れ、④風呂場などでの換気不十分からくる一酸化炭素中毒。
- ⑤自殺によるもの。

販売業者もガスの消費設備を点検するなどの注意をはらっていますが、なんといつてもガスを直接使用しているご家庭が、知識を十分にもち慎重に取扱うことが必要なことはいまでもありません。次の点に特に注意してください。

- ①外出や就寝前にはガスの元栓を閉める。②ホースはホース
- うち唄、機織唄、白ひき唄、土手普譚唄や、地域の特色を示す川口のたたら唄、小川の和紙手すき唄など古くから伝わる民謡が多くありますが、社会環境の変化で次第に失われつつあります。県ではこうした民謡の由来の調査や伝承者による声の録音をすすめていますので、広くご協力をお願いします。ご連絡は県文化財保護室(☎〇四八八一八八二一、内線七三二)へ。

交通事故相談、内職相談(会館)は休みます

五月二十三、二十四日
「市民サービス部」県外視察のため、次の日に限り当該相談業務はお休みさせていただきますので、ご諒承願います。
五月二十三日、二十四日
交通事故相談、
同二十三日
婦人会館の内職相談。

民謡の調査・採録

「県内民謡の調査・採録」には、麦

5月19日—6月4日 火葬場を修理

火葬は…東松山市…で
飯能市

市営火葬場は、煙突および煙道などを修理しますので、来る五月十九日から六月四日まで火葬業務を休業いたします。

この期間中、火葬に関する業務は、東松山市と飯能市に協力をいただいで両市の火葬場を使用することになりました。ただし両市とも、受付時間が午前八時三十分から午後五時までとなっていますので、この勤務時間以外は連絡がつかかねます。このため、休業期間中は電話による予約申し込みを中止しますので、ご諒承いただきたく存じます。

火葬場・霊柩車・葬祭用具などの使用のさいは、直接市民課またはお近くの出張所にお出でになって申請手続きをしてください。この受付の時点で、依頼先の東松山市または飯能市の火葬場と連絡をとり、火葬時間を確認し、あわせて霊柩車の配車時間を決定します。

なお、祭壇飾りおよび寝棺を

他の葬祭用具については、いまままでおりの申請手続きで使用できます。

ご不便をおかけいたしますが、ご協力ください。
なおご不明の点は、市民課(☎2418811、内線八二二)へお尋ねください。

チリンチリンを鳴らします

危険物の収集が、四月から月二回になりましたが、収集は午前八時からはじめますので、時間におくれないよう所定の場所に持ち出してください。
収集車は、集積所に着きますと、チリンチリンと鐘を鳴らして収集の合図をします。収集車は一度収集を終わりますと、二度は同じ集積所を回ります。出しておくれた場合は、集積所におかないで持ち帰り、次回に出すようにしてください。

なお、ポリバケツなどプラスチック系統の製品はすべて危険物として出してください。

—危険物収集車—

仙波町二二〇一六(川越保健所そば)に市公益質屋があります。午前九時から午後八時まで営業しています。不時の支出などにご利用ください。電話は2121一七です。



おしらせ 教養課程の3コース、合同開講式でスタート 中央公民館「成人学校」

〇いまままで、それぞれ個別に開設していましたが成人講座を、ことしは「成人学校」と…
〇…いう一つの形の中で開設することとし、これを教養課程と趣味課程に大別して…
〇…スタートさせます。まず教養課程上半期の3つのコースについてお知らせします。…

文学コース

- 古代、中世、近世を通じ、日本の風土と国民性の中から生まれた代表的な古展文学の世界を探る。
- 5月21日=開校式ほか。
- 24日=古代の文学①—万葉集。
- 31日= ⑩—日記文学、枕草子。
- 6月7日= ⑩—源氏物語。
- 14日=中世の文学①—方丈記、徒然草
- 21日= ⑩—平家物語。
- 28日=近世の文学—近松、西鶴、芭蕉
- 7月5日=まとめと話し合い、閉校式。

文化財コース

- 変ほうをつづける川越に残る貴重な文化遺産をみ直し、川越の古きよき時代の姿を知る。
- 5月21日=開校式ほか。
- 29日=川越のおいたち。
- 6月5日=川越城築構と城主の移りかわり
- 12日=城下町としての特色と商家。
- 19日=川越の神社とその歴史。
- 26日=川越の寺院とその歴史。

心理学コース

- 南博「日本人の心理」(岩波新書)をテキストに、現代に生きる日本人の思考や行動の基盤を考える。
- 5月21日=開校式ほか。
- 25日=日本人の自我—「長いものには

- 7月3日=川越の人物。
 - 10日=川越の伝説。
 - 17日=まとめと話し合い、閉校式。
- 〇講師は市文化財調査委員・山崎賢三氏。

いずれも定員45人、参加費300円。中央公民館講座室を会場に午後6時30分～8時30分。一般社会人を対象とします。
なお、開校式は3コース合同で5月21日、市民会館で行ないます。
5月14日から受付可。1人1コース。雑費を添えて中央公民館へお申し込みください。電話でのお申し込みはご遠慮願います。さらに詳しいことは、中央公民館(三久保町18-3、☎22-1394)にお尋ねください。

趣味課程については、次号でお知らせいたします。

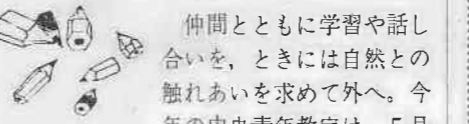
■2つの教室5月19日から受付—

高階公民館(☎42-6064) ■
5月30日から、毎週水曜日午後7時30分～9時30分、定員80人。

油絵教室
5月23日から、水曜日月3回。午後2時～4時、定員30人。
※どちらも5月19日から受け付けます。

中央青年教室<おたまじゃくしの会>

5月16日に開講



仲間とともに学習や話し合いを、ときには自然との触れあいを求めて外へ。今年の中央青年教室は、5月16日から来年3月まで、毎週水曜日、午後6時30分～8時30分、中央公民館で開講します。
市内在住、在勤の青年男女を対象に中央公民館と川越青年会議所が協力して行なうもので、参加費1ヵ月200円。前期分1,200円を添えて、中央公民館へお申し込みください。5月16日の開講日でも受け付けます。
くわしくは中央公民館へお尋ねください。

婦人会館「見学の旅、へどうぞ

焼窯元見学と新緑の筑波山

とき：第1班=6月3日(日) / 第2班=6月7日(木)。午前7時出発予定
行先：笠間焼窯元(茨城県笠間市)見学と、新緑の筑波山散策ほか。貸切バスを利用。定員各班とも50人。
対象：市内在住、在勤の女性(学生を除く)。参加費1,500円(旅行保険料を含む)。
申込：5月21日(月)から受け付けます。

参加費を添えて婦人会館(脇田新町10-2、☎42-6346)へ。

とき…5月29日(火)、午前9時、市民会館前出発。小雨決行、昼食持参。
コース…氷川神社→蔵造り→喜多院→東照宮→本丸御殿(昼食)→富士見櫓・三芳野神社→県立博物館→市民会館前帰着。市マイクロバスを利用。

第16回 文化財めぐり

定員…23人(初参加の方を優先します)
申込…5月18日から21日まで、市教委社会教育課(☎24-8811、内線312)へ。
※費用は無料ですが、参加料(200円前後)は負担していただきます。
<次回は6月28日、定員54人を予定>

南公民館で市街地婦人学級

公害問題を考える

期間：5月15日から7月31日まで、毎週火曜日、午後1時30分～3時30分。
会場：南公民館(川越駅西口前、☎43-0038)。
対象：市内在住の主婦の方。定員60人。

受講料：無料、ただし運営雑費300円。
内容：身近な生活環境の中に潜在する公害問題を考える。
申込：5月15日までに、雑費を添えて南公民館へ。

南高齢者学級が開講

広い視野と健康な日々のために

期間：5月17日から来年3月末日まで、第1・第3木曜日、午後1時30分からの予定。
会場：南公民館(脇田本町1-2、☎43-0038)。
対象：市内在住60歳以上の方。
受講料：無料、ただし運営雑費500円。
内容：激動する現代社会をみつめ、広い視野を養い、健康な生活を考える。
申込：5月15日までに、雑費を添えて南公民館へお申し込みください。

■第24回県民劇場は松竹歌舞伎

——前売開始、埼玉会館で■

7月9日(月)、昼の部=午前11時30分、夜の部=午後4時30分開演。埼玉会館大ホール。梅幸、羽左衛門、権十郎ほか。1,700、1,400、900円、全席指定。埼玉会館(☎0488-29-2471、内線207、316)で前売中。

納期のごあんない

固定資産税・都市計画税…第一期分

軽自動車税…全期分

5月末日までに納めましょう。

今月の巡回行政相談

- 日時・5月22日(火)、午後1時～4時。
- 会場・霞ヶ関北出張所。
- 担当・行政相談委員 小山 辰吉氏
県行政相談員 新井 勝夫氏

来月は、名細出張所の予定です。

第23回埼玉YBCのついで記念講演会
“西鶴晩年の作風について、”
—早稲田大学文学部教授・暉峻康隆氏—

- 5月25日、午後2時から
- 市民会館
- 聴講無料、一般の方々も多数お出かけを

市立図書館家庭文庫友の会/埼玉読売ブッククラブ

春の“山草展”で季節の感触を

- 〇…5月12日～14日
- 〇…市立図書館

忘れかけている野や山の草を改めて鑑賞し、失われつつある郷土の自然を大切にしたいと思えます。

主催=川越山草会/後援=市教委

交通安全 だより

事故死ゼロが一カ月

川越警察署管内での交通事故による死亡者ゼロが、四月十二日で一カ月を記録しました。四月六日から十五日までの十日間、全国いつせいに春の交通安全運動が行なわれましたが、この期間中、管内では八十四件の事故が発生したものの、さいわい死亡者はありませんでした。

川越市では、春の交通安全運動の期間前に警察署と協力して、主婦や一般の方などを対象に交通安全全教室を実施。三十回におよぶこの教室には、延三千人以上もの市民が参加し、交差点の渡り方などの交通ルールを身体で覚え、大きな成果を収めました。

また運動期間中には、川越市交通安全推進協議会が中心になって通勤・通学者に対する駅前での呼びかけをはじめ、歩行者や運転者に対する街頭指導、道路不正使用の取締り、さらに六日と八日にはチンドン屋、パレードをくりだすなどいろいろな形で交通事故防止の活動を展開しました。

続けたいこの成果

このように、関係機関が一体になって市民に呼びかけや指導などを行ない事故防止に努めたことが、川越警察署管内の死亡ゼロが一カ月以上も続いた成果といえます。

何ごともみんながやろうと思えば必ず実行できるものです。交通事故もみんなの力で防ぐことができる、というのを強く認識し努力してほしいものです。

交通反則金が改正

このほど道路交通法の一部改正されたのに伴ない四月一日から交通違反の反則金額も一部かわりました。新しい反則金額は下表のとおりです。(単位千円)



交通指導員 から一言

家族づれで行楽にくり出すシーズンになりましたが、観光地での交通量は、日に日に増加しております。こんなとき自動車運転する人の安全に対する心がまえはもろろのこと、同乗する人の心づかいが安全運転の大きな助けになります。

たとえば、運転者のみだりにスピードアップを要求したり、先を急がせたり、あるいは運転技術に

心がけよう安全運転

月吉町三五一一三 岩間のぶえ

楽しいドライブ旅行にするためにも、このようなことは絶対に避けたいものです。

知らない道の運転には十分気をつけましょう。よく右に行くのか

その右左折の地点から三十センチ手前に達したとき、方向指示器が手信号による合図をしなければなりません(道交法五十三条)。地理不案内の所では、急に進路変更をし

ほんのちよつとした不注意が事故のもとになりかねません。あたりまえのことですがルールをよく守って運転し「あつ危なかつた」ということのないように行きましょう。

急ブレーキや急ハンドルで避けるような危険性があるときは、進路を変えないようにしましょう。

車の運転をするときは、対向車や後続車に十分注意するとともに交差点、横断歩道では歩行者に注意し、いつも安全な速度と方法で行きましょう。

反則行為	車両等の種類			反則行為	車両等の種類			反則行為	車両等の種類			反則行為	車両等の種類						
	大型	普通	二輪		大型	普通	二輪		大型	普通	二輪		大型	普通	二輪				
速度超過	20以上25未満	15	10	積載物重量制限超過	10割以上	10	8	6	5	進路変更禁止違反	5	4	4	3	安全不確認ドア開放等	5	4	4	3
信号無視	15以上20未満	10	8	重量制限超過	5割以上10割未満	8	6	5	4	追いつかれた車両の義務違反	5	4	4	3	停止措置義務違反	5	4	4	3
通行禁止違反	15未満	8	6	制限超過	5割未満	6	5	4	3	乗合自動車発進妨害等	5	4	4	3	初心運転者等保護義務違反	5	4	4	3
通行区分違反	赤色等減	8	6	整備不良	制動装置等	8	6	5	4	割込み等	5	4	4	3	公安委員会遵守事項違反	5	4	4	3
急ブレーキ禁止違反	赤点	6	5	安全運転義務違反	尾灯等	6	5	4	3	交差点右左折等合図車妨害	5	4	4	3	最低速度違反	5	4	4	1
法定横断等禁止違反	赤点	6	5	幼児等通行妨害	安全運轉義務違反	8	6	5	4	指定通行区分違反	5	4	4	3	本線車道通行車妨害	5	4	4	1
追越し違反	赤点	8	6	安全地帯徐行違反	本線車道通行妨害	6	5	4	3	交差点優先車妨害	5	4	4	3	本線車道緊急車妨害	5	4	4	1
路面電車後方不停止等	赤点	6	5	本線車道横断等禁止違反	交差点安全進行義務違反	8	6	5	4	緊急車妨害等	5	4	4	3	仮免許練習標識表示義務違反	5	4	4	1
踏切不停止等	赤点	8	6	交差点安全進行義務違反	歩行者用道路徐行違反	6	5	4	3	交差点等進入禁止違反	5	4	4	3	通行許可条件違反	4	3	3	2
しゃ断踏切立入り	赤点	10	8	歩行者側方安全間隔不保持等	歩行者側方安全間隔不保持等	6	5	4	3	無燈火	5	4	4	3	軌道敷内違反	4	3	3	2
優先道路通行車妨害等	赤点	6	5	免許条件違反	駐停車違反	6	5	3	3	減光等義務違反	5	4	4	3	道路外右左折方法違反	4	3	3	2
横断歩行者妨害等	赤点	8	6	通行人帯違反	通行人帯違反	5	4	4	3	合図不履	5	4	4	3	交差点右左折方法違反	4	3	3	2
徐行場所違反	赤点	6	5	路線バス等優先通行帯違反	路線バス等優先通行帯違反	5	4	4	3	合図制限違反	5	4	4	3	制限外許可条件違反	4	3	3	2
指定場所一時不停止等	赤点	6	5	道路外右左折合図車妨害	道路外右左折合図車妨害	5	4	4	3	警音器吹鳴義務違反	5	4	4	3	原付けん引違反	1	1	1	2
積載物大き制限超過	赤点	6	5	指定横断等禁止違反	指定横断等禁止違反	5	4	4	3	定員外乗車	5	4	4	3	運行記録計不備	4	3	1	1
積載方法制限超過	赤点	6	5	車間距離不保持	車間距離不保持	5	4	4	3	乗車積載方法違反	5	4	4	3	初心運転者遵守事項違反	1	3	1	1
										けん引違反	5	4	4	3	本線車道出入方法違反	4	3	3	1
										泥落はね運轉	5	4	4	3	警音器使用制限違反	2	2	2	2
										転落等防止措置義務違反	5	4	4	3	免許証不携帯	2	2	2	2

昭和三十三年六月十日第三種郵便物認可
月二回(十日二十五日)発行(一部四回)

とじて保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

発行所 川越市役所
川越市元町一丁目三番地(三五〇)